

税理士事務所の所長、職員が押さえておきたい 事務所経営のリスク管理をサポート!

知らなかった
では済まされ
ない!

税理士事務所の 集客・営業活動をめぐる 法的トラブルQ&A



ホライズンパートナーズ法律事務所

弁護士 高井重憲 [編著]

弁護士 荒井里佳 弁護士 田島直明 弁護士 八幡優里

弁護士 田代悠介 弁護士 坂東利国 [著]

本書の特色

- 税理士事務所の集客・営業活動の中に潜む法的リスクとトラブル防止のポイントについて、Q&Aを中心にコンパクトに解説!
- 事務所ホームページ、ブログ、SNS、クライアント向けセミナーなど、よくある・気になる・こんな場面も!?といった事例を精選!
- 税理士がよく利用する省庁等ホームページの著作権等の取扱一覧を掲載!

A5判・184頁 定価 本体2,100円+税



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

目次

第1章 集客・営業活動を行うにあたって最低限押さえておきたい法律

第2章 集客・営業活動の中で生じる事例から学ぶトラブル防止のポイント

1 事務所ホームページにまつわる事例

Q1-1 事務所の名称が似ていると違法？(商標)

コラム リスティング広告と商標

Q1-2 事務所の名称が似ていると違法？(不正競争)

コラム 別に怖くない？ 内容証明郵便

Q2 ホームページのデザインが似ていると著作権法違反？

Q3 アピール文言作成上の注意点

Q4 ホームページへの写真の掲載

Q5 本文の類似 ~公的な機関の記述の場合~

Q6 本文の類似 ~他事務所のホームページや本からの場合~

Q7 サービスの名称と権利

Q8 顧客アンケート

Q9 ホームページ制作者とのトラブル

2 ブログ、SNS、メルマガにまつわる事例

Q10 プライバシー侵害？ タグ付けや写真の掲載

コラム リツイートするだけでも名誉毀損？

Q11 所内の写真で情報漏洩？

コラム SNSでは実名を書かなければ大丈夫？

Q12 他人のブログや記事のパクリ

Q13 本を紹介するときにはどうすればよい？

コラム 著作権者の許諾をもらうには？

Q14 法改正情報の発信方法

コラム 閣議決定された税制改正大綱と自民党が公表した税制改正大綱の著作権

Q15 個人的な意見を投稿する際の注意点

3 クライアント向けセミナーにまつわる事例

Q16 名簿業者からの名簿購入

Q17 送付した相手からのクレーム

Q18 他の事務所のセミナーチラシとの類似

Q19 セミナーレジュメのパクリ

コラム 著作権表示は必要？

Q20 オフィシャル情報の引用

Q21 セミナーアンケートの取り方、利用方法

4 小冊子、事務所通信にまつわる事例

Q22 小冊子のパクリ

Q23 退職した職員が書いたものや写真の権利は誰のもの!?

付録 著作権等の取扱一覧

事務所の職員も
押さえておきたい
身近なテーマを収録。
事務所内の研修にも
最適！

法律や通達にも
著作権？
正しい記事の
書き方がわかる！

税制改正大綱の
紹介にも
ルールがある!?

Q14 法改正情報の発信方法

Q

ブログをやっているのですが、やはり税法などに関する情報を把握していることをアピールしたいと思って、法改正情報の記事を書いたりしています。

ニュースで報道されている場合には、その報道されている内容をブログにコピーしてからコメントを書いているのですが、友人の税理士から、「あれは著作権侵害まじいよ」と言われてしまいました。

どういう形でニュースを紹介すればよいのでしょうか？ また、既に法改正が成立した場合や、新しい通達が出た場合に、その内容を紹介するときはどうでしょうか？

A

ニュース報道については、基本的にそのまま取り扱うことが適当な形式を満たして利用することになります。

他方で、法律の内容や通達の内容から除外されていますので、侵害とはなりません。

コラム

閣議決定された税制改正大綱と自民党が公表した税制改正大綱の著作権

税理士の先生がホームページやブログを運営する中で、税務に関する法改正の情報などは重要なテーマの1つになってきます。

税制改正大綱が与党から出されたり、閣議決定された場合には、その内容についてホームページやブログで紹介することは多くの先生が行っているところかと思えます。

ただ、この点に関連して注意が必要なのは、閣議決定された税制改正大綱と自民党が公表した税制改正大綱では、著作権に関する扱いが異なるという点です。

まず、閣議決定された税制改正大綱の内容については、国が発する告示等として、著作権法の保護対象とはなりません(著作権法13条2号)。

したがって、基本的にその内容を自由に利用することが可能で、商用利用も可能です。

これに対し、政党は公的な性格を有するものの、あくまでも私的な団体であり、政権与党のものではありません。

したがって、与党が作成した物として著作権法によって保護されるものがありますので、このような違いがありますので、閣議決定された大綱の内容を記載する場合には、著作権法の要件を満たす必要があることに注意してください。

詳細・お申し込みはコチラ
<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索

CLICK!

申込書 (第一法規刊)

知らなかったでは済まされない!
税理士事務所の集客・営業活動をめぐる法的トラブルQ&A

●定価2,310円(本体2,100円) [コード068940]

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。
また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について
一回あたりのご購入金額
(商品の税込価格+送料)の合計が

1万円以下の場合、300円+税
3万円以下の場合、400円+税
10万円以下の場合、600円+税

*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。

年 月 日

ご住所

事務所名

公用
私用

フリガナ
ご氏名

様

TEL

E-mail

@

お客様の個人情報の
取扱いについて

お客様より預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
FAX.0120-302-640

書店印